

化学物質過敏症 1級の認定事例

<化学物質過敏症 1級>

(付 記)

- 本例は、初診日が「平成 22 年5月11日」であるので、障害認定日は1年6月後の平成 23年11月11日となる。

この診断書の障害の状態は、平成 23年12月17日現症のもので、障害認定日以降3月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。

- 傷病は「化学物質過敏症」であるので、⑫、⑮、⑯欄は必ず記載されていなければならない。

■認 定

障害の程度は、生活環境内の化学物質によって、動けなくなるほどの筋肉痛や脱力感、頭痛、易疲労、嘔吐、下痢、呼吸困難、動悸、視力低下、湿疹などの多様な症状が出現するため、日常生活は全介助の状況となっている。また、一般状態区分は「身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの」となっていることから、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」に該当すると認められるので、1級9号と認定される。

化学物質過敏症 2級の認定事例

他

国民年金
厚生年金保険

診断書

血液・造血器
その他の障害用

2級

(フリガナ) 氏名	〇 〇 〇 〇 〇 〇		生年月日	昭和 平成	44年6月4日生(42歳)	性別	男・女	
住所	住所地の郵便番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇	市区	〇 〇 〇	町区	〇 〇 〇	村	
① 障害の原因となった傷病名	化学物質過敏症		② 傷病の発生年月日	昭和 平成	22年5月頃日	診察録で確認 本人の申立て (年 月 日)		
④ 傷病の原因又は誘因	空気汚染化学物質 初診年月日(昭和・平成) 22年6月2日		⑤ 既存障害	なし		⑥ 既往症	なし	
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。)かどうか。	傷病が治っている場合 …… 治った日 平成 年 月 日 確認推定		傷病が治っていない場合 …… 症状のよくなる見込 有・無・ 不明					
⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 (昭和・平成) 22年6月2日	自覚症状：眼の痛み、頭痛、吐き気、動悸、過呼吸気味などの多彩な症状を認める。 理学的所見：自律神経弛張、平衡機能障害、軽度の眼球追従運動障害が検出されている。							
⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項	日常生活における栄養を含めた生活環境の整備を指導。				診療回数	年間 12回、月平均 1回		
⑩ 現状の症状、その他参考となる事項	日常生活は時々介助が必要な状態であり、就労は不能。							
⑪ 計測	身長	体重	現在 kg 健康時 kg	握力	右 kg 左 kg	視力	右眼 裸眼 左眼 裸眼	矯正 矯正
(平成 年 月 日) 視野	調節機能	聴力レベル	右耳 dB 左耳 dB	最良語音明瞭度	聴力レベル	最高 mmHg 最低 mmHg	血圧	
⑫ 一般状態区分表(平成24年2月6日) (該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。)								
ア 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの								
イ 軽度の症状があり、肉体的労働は制限を受けるが歩行、軽労働や座業はできるもの 例えば、軽い家事、事務など								
ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの								
エ 身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの								
オ 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの								
障 害 の 状 態								
⑬ 血液・造血器 (平成 年 月 日現症)								
1 臨床所見			2 血液検査成績 (平成 年 月 日)					
(ア) 自覚症状			(ア) 末梢血液			(イ) 骨髄		
疲労感 (無・有・著)	動悸 (無・有・著)	息切れ (無・有・著)	赤血球 ×万/μl	ヘモグロビン濃度 g/dl	ヘマトクリット %	有核細胞 ×万/μl	巨核球 /μl	赤芽球 %
関節症状 (無・有・著)	易感染症 (無・有・著)		白血球 /μl	顆粒球 /μl	単球 %	リンパ球 %	病的細胞 %	顆粒球(G)赤芽球(E)との比(G/E)
(イ) 他覚所見	リンパ節腫脹 (無・有・著)	出血傾向 (無・有・著)	紫斑 (無・有・著)	肝腫 (無・有・著)	脾腫 (無・有・著)	血小小板 ×万/μl	網赤血球数 %	血清総蛋白 g/dl
3 輸血の回数及び総量	回数	M2	(エ) その他					
(平成 年 月 日～平成 年 月 日)			CRP	検査値	LDH	施設基準値	検査値	
4 凝固因子製剤輸注の回数及び量	回数	M2	6 その他の所見					
(平成 年 月 日～平成 年 月 日)								
5 造血幹細胞移植	無・有(平成 年 月 日)							
経過 (

「診療録で確認」または「本人の申立て」のどちらかを○で囲み、本人の申立ての場合は、それを転記した年月日を記入してください。

(お願い)太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

(お願い)臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

<化学物質過敏症 2級>

(付 記)

- 本例は、初診日が「平成22年6月2日」であるので、障害認定日は1年6月後の平成23年12月2日となる。

この診断書の障害の状態は、平成24年2月6日現症のもので、障害認定日以降3月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。

- 傷病は「化学物質過敏症」であるので、⑫、⑮、⑯欄は必ず記載されていなければならない。

■ 認 定

障害の程度は、血液・生化学検査にて異常はないが、動けなくなるほどの頭痛、めまい、動悸、吐き気、倦怠感、のどや眼の痛みなどの症状が化学物質により容易に誘発、増悪し、日常生活に著しい支障が生じ、就労は全くできず、一般状態区分は「身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの」となっていることから、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると認められるので、2級15号と認定される。

化学物質過敏症 3級の認定事例

<化学物質過敏症 3級>

(付 記)

- 本例は、初診日が「平成22年7月8日」であるので、障害認定日は1年6月後の平成24年1月8日となる。

この診断書の障害の状態は、平成24年1月15日現症のもので、障害認定日以降3月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。

- 傷病は「化学物質過敏症」であるので、⑫、⑮、⑯欄は必ず記載されていなければならない。

■ 認 定

障害の程度は、洗剤、シャンプー、香水、芳香剤など日常にありふれた臭気でめまい、視覚異常、嘔吐、脱力、集中力低下、うつ状態などの症状があり、週のうち数日自宅にて安静が必要になるため、ほとんど外出することができず、一般状態区分は「歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの」となっていることから、「労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」に該当すると認められるので、3級12号と認定される。